

成田市こどもの居場所づくり支援補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、市内でこどもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、予算の範囲内でこどもの居場所づくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内のこどもの居場所の更なる充実及び運営の安定化を図り、もってこどもの健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 項に規定するこどもをいう。
- (2) こどもの居場所づくり事業 こどもが安全に、かつ、安心して過ごせる場を提供するため、こども食堂、学習支援及びプレーパーク（以下「こども食堂等」という。）を実施する事業をいう。
- (3) こども食堂 こども及びその保護者に食事を提供し、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。
- (4) 学習支援 こどもの宿題及び自主学習を支援する取組をいう。
- (5) プレーパーク こどもが自主的に工夫をして遊びを作り出すことができる遊び場を提供する取組をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内でこども食堂等を実施すること。
- (2) 法人その他の団体であること。
- (3) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するものを備えていること。
- (4) 成田市暴力団排除条例（平成 2 4 年成田市条例第 3 9 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等がないこと。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 に定めるとおりとし、補助金の額は、同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額の合計額とする。

- 2 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) こども食堂等の主たる利用者が市内に居住するこども及びその保護者であること。
 - (2) こども食堂等の利用に係る費用が無料又は材料費等の実費相当額であること。
 - (3) 別表第1に規定する新規開設事業にあつては、次条の規定による申請を行う日の属する年度内にこども食堂等を開設すること。
 - (4) 別表第1に規定する新規開設事業及び整備事業にあつては、当該事業に係る補助金の交付を受けた日から起算して当該事業を1年以上継続して実施すること。
 - (5) 支援が必要なこども及びその保護者を把握したときは、支援機関等と連携して必要な措置を講ずること。
 - (6) こどもの居場所づくり事業の実施を広く周知すること。
 - (7) 政治活動又は宗教的活動を目的とするものではないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 補助金の交付の回数は、別表第2の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の交付の回数の欄に定める回数とする。ただし、同表に掲げる新規開設事業及び整備事業の補助金の交付にあつては、同一年度内にいずれか一方を交付するものとする。
- 4 補助金の対象となる事業期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、成田市こどもの居場所づくり支援補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 事業予算書(別記第3号様式)
- (3) 誓約書(別記第4号様式)
- (4) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するもの
- (5) 国等から給付金等の交付等を受けている場合にあつては、その内容が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、成田市こどもの

居場所づくり支援補助金交付決定・却下通知書（別記第 5 号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（変更の申請）

第 7 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに成田市こどもの居場所づくり支援補助金変更申請書（別記第 6 号様式）に第 5 条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更の場合で市長が適当と認めるときは、この限りでない。

（変更の決定）

第 8 条 市長は、前条本文の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、変更の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により変更の可否を決定したときは、成田市こどもの居場所づくり支援補助金変更決定・却下通知書（別記第 7 号様式）により当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第 9 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（中止の届出）

第 10 条 交付決定団体は、補助金に係るこどもの居場所づくり事業を中止しようとするときは、成田市こどもの居場所づくり事業中止届（別記第 8 号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 11 条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、成田市こどもの居場所づくり支援補助金実績報告書（別記第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記第 10 号様式）
- (2) 事業決算書（見込）（別記第 11 号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 国等から給付金等の交付等を受けている場合にあっては、その内容が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、事業実績報告書等の書類を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、成田市こどもの居場所づくり支援補助金確定通知書（別記第 12 号様式）により当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、成田市こどもの居場所づくり支援補助金交付請求書(別記第13号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第14条 交付決定団体は、補助金に係る事業の目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、別表第1に規定する運営事業に係る補助金の全部又は一部を概算払により請求することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により運営事業に係る補助金の概算払を受けようとするときは、成田市こどもの居場所づくり支援補助金概算払請求書(別記第14号様式)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第17条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた団体に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第12条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定団体に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定団体は、補助金の交付を受けて補助対象事業を行ったことにより取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定団体が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(帳簿類の管理)

第18条 交付決定団体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係るこどもの居場所づくり事業が完了した日の属する年度の翌年度

の初日から起算して5年間は保管しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後のこどもの居場所づくり事業に係る補助金について適用する。

[別記様式 略]